

市長のあまねくつぶやき

今年は何(うるう)年です。普段の年より1日長い366日になります。また、今年には夏季オリンピック・パラリンピックが開催される年でもあります。

昭和39年に第18回夏季オリンピックが東京で開催されました。14日間20競技163種目が行われ、日本は金メダル16個と大活躍しました。開会式の10月10日は、後に国民の祝日の「体育の日」となります(平成12年からはハッピーマンデー制度により10月第2月曜日に変更となりました)。

国民の祝日は年間に16日あり、2月11日の「建国記念の日」もその一つです。

私は「建国記念の日」と「憲法記念日」、「文化の日」は同じ意味をもっている祝日だと思っていました。しかし「建国記念の日」は神武天皇が即位した日を日本の建国された日として祝うこと、かつての紀元節が基だということを知りました。

また、祝日は祝日法で日付を決められているのに対して、「建国記念の日」のみ「政令で定める日」と定められました。ちなみに、「憲法記念日」は日本国憲法の施行を記念し国の成長を期する意義があり、「文化の日」は日本国憲法が公布された日で、

自由と平和を愛し文化をすすめる意義があるそうです。

さらに、今年には祝日が1日多くなっています。8月11日の「山の日」です。この祝日の意義は、「山に親しむ機会を得て山の恩恵に感謝する」となっています。

昨年の5月のゴールデンウィークや9月のシルバーウィークのように、祝日の並び方によって大型連休になる事もしばしばあります。テレビなどで、連休を利用して旅行などに出かける人たちが家族団らんを楽しみむ人たちが、または、休日とは関係なく仕事をする人たちなどをインタビューする映像が印象的です。子ども頃は、夏休みや冬休みの間に来る連休がとても楽しみでした。

9月2日は祝日ではありませんが、平成17年に行方市が誕生した日です。祝日の意味を感じながら祝日を過ごしてみたいかがででしょうか。

行方市長 鈴木周也



市長へのEメール
投稿用2次元コード



市政に対する意見や
提案をメールでお寄
せください。

はい、こちら行方市消費生活センター！

お小遣いが稼げる?怪しいサイトに注意!!



【事例】

インターネットでお小遣いが稼げるというサイトを知り、会員登録をしたら「50万円譲る」というメールが届いた。「お金を受け取るには正会員になってほしい」と言われ、5,000円を払い正会員になった。さらに「文字化けを解除する必要がある」と言われ、解除手続きに2万円支払ったが、なかなか相手先と連絡交換ができない上に、追加でさらに5万円を請求された。

【解説】

知らない人から簡単な条件で大金がもらえるということはありません。「お金を譲る」「話を聞くだけでお金をあげる」といった相手とは絶対にメールのやりとりをしないようにしましょう。

また、大金を受け取るはずが事例のように、逆に何かと理由を付けてお金を請求されることもあります。後でだまされたと分かって、お金を取り戻すのは容易なことではありません。安易に支払いをしないで、おかしな請求や少しでも変だと感じるがあれば、家族や友人、消費生活センターに相談しましょう。

— まずはお電話を! —

【問い合わせ】行方市消費生活センター Tel 0291-34-6446